

平成28年度 昇降機等定期検査報告実務者講習会

「昇降機定期検査報告書 作成要領」説明 16:00～17:00

(一社)東京都昇降機安全協議会 齋藤 正之

(1) 平成27年度 昇降機等定期検査報告状況

(2) 昇降機定期検査報告書 作成要領(2016年版)

第3章～第5章

平成27年度 昇降機等定期検査報告(東京都 合計) 状況

1. 検査会社・検査員数

	平成27年度	(平成26年度)
検査会社数	241社	(228社)
昇降機等検査員	1,477名	(1,422名)

2. 定期検査報告台数

	報告台数	報告すべき台数	未報告台数
平成27年度	169,909台	178,360台	8,451台

3. 指摘状況

機 種	報告書数	要是正 数	要重点 数	指摘 合計
エレベーター	156,734	2,490	2,271	4,761
エスカレーター	12,931	67	6	73
小荷物専用昇降機	4,110	49	18	67
遊戯	183	0	1	1
合 計	173,958	2,606	2,296	4,902

「所有者・管理者向け 定期検査報告 促進リーフレット」

建物所有者・管理者の皆様へ

建築基準法により 定期調査・検査報告 が必要です。

(建築基準法第12条第1項、第3項)

あなたが利用する建物には

- 定期調査報告済証
- 定期検査報告済証

がありますか？

○ホテル、デパート、病院、飲食店など、不特定多数の方が利用する建築物等は、建築基準法に基づいて防火・避難安全性などの状況を調査・検査し報告しなければなりません。

○調査・検査結果を報告すると、報告済証が発行されます。

特定建築物
定期調査

防火設備
定期検査

建築設備
定期検査

昇降機等
定期検査

東京都・23特別区・八王子市・町田市・日野市・立川市・府中市・調布市・三鷹市・武蔵野市・福生市
建設部防災・建築まちづくりセンター 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 東京都昇降機安全協議会

建築基準法に基づく定期報告制度の概要

建築物の所有者・管理者・心算者、建築物を管理・利用する者等が利用する建築物については、一定事項が利用する建築物に適用される。特に、建築物が利用する建築物の構造等については、一定事項が利用する建築物に適用される。建築物の構造等については、一定事項が利用する建築物に適用される。建築物の構造等については、一定事項が利用する建築物に適用される。

定期報告の流れ

建築物の所有者・管理者・心算者、建築物を管理・利用する者等が利用する建築物については、一定事項が利用する建築物に適用される。建築物の構造等については、一定事項が利用する建築物に適用される。建築物の構造等については、一定事項が利用する建築物に適用される。

特定建築物の定期調査報告

建築物は適切に維持管理されていますか？
防火設備が適切に維持管理されていますか？
建築設備はちゃんと確認できますか？
昇降機等の定期検査報告

定期報告が必要な特定建築物 防火設備、建築設備、昇降機等及び報告時期一覧

建築物の種類	防火設備	建築設備	昇降機等	報告時期
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	11
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	12
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	13
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	14
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	15
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	16
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	17
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	18
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	19
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	20
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	21
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	22
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	23
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	24
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	25
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	26
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	27
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	28
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	29
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	30
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	31
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	32
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	33
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	34
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	35
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	36
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	37
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	38
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	39
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	40
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	41
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	42
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	43
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	44
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	45
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	46
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	47
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	48
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	49
特定建築物(防火設備)	防火設備	建築設備	昇降機等	50

定期報告の受付機関

定期調査・検査報告は、それぞれ下記の受付機関に提出して下さい。
(※報告書は、各受付機関のホームページからダウンロード出来ます。)

特定建築物
(調査)

防火設備
(検査)

建築設備
(検査)

昇降機等
(検査)

建設部防災・建築まちづくりセンター
〒100-8333
東京都千代田区千代田1-1-1
電話:03-3464-1001
http://www.tokyo-machikazari.jp

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
〒100-8333
東京都千代田区千代田1-1-1
電話:03-3464-4031
http://www.tokyo-machikazari.jp

一般財団法人 東京都昇降機安全協議会
〒100-8333
東京都千代田区千代田1-1-1
電話:03-3591-2421
http://www.tokyo-jr.jp

特定行政(定期報告の報告先・問合せ先)

特定行政	報告先・問合せ先
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp
東京都	建設部防災・建築まちづくりセンター 〒100-8333 東京都千代田区千代田1-1-1 電話:03-3464-1001 http://www.tokyo-machikazari.jp

平成28年度(平成27年度) 昇降機等定期検査報告実務者講習会
東京都建設局 建設部防災・建築まちづくりセンター 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 東京都昇降機安全協議会
東京都建設局 建設部防災・建築まちづくりセンター 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 東京都昇降機安全協議会
東京都建設局 建設部防災・建築まちづくりセンター 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 東京都昇降機安全協議会

平成27年度 昇降機等定期検査報告(東京都 合計) 状況

1. 検査会社・検査員数

	平成27年度	(平成26年度)
検査会社数	241社	(228社)
昇降機等検査員	1,477名	(1,422名)

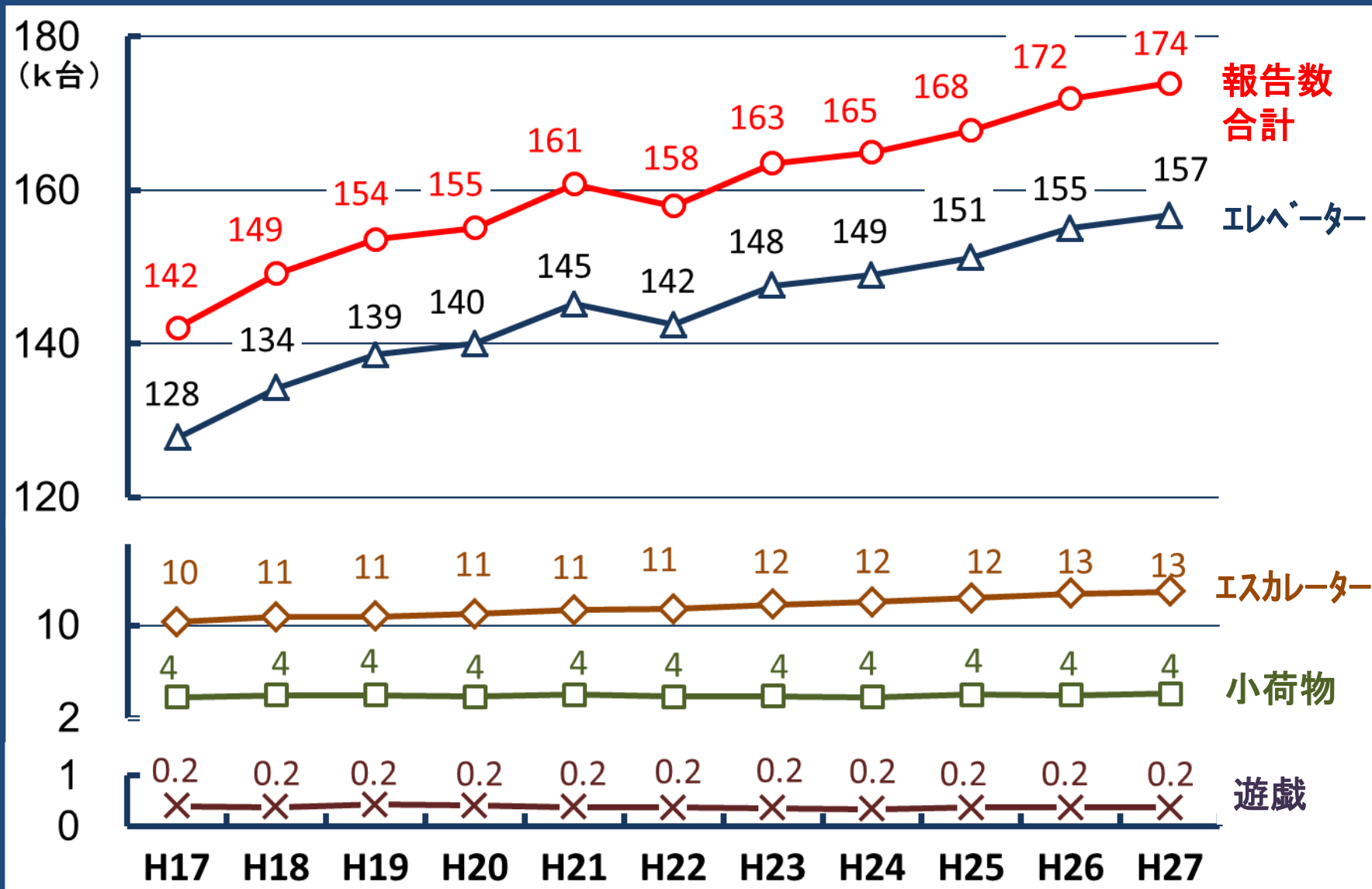
2. 定期検査報告台数

	報告台数	報告すべき台数	未報告台数
平成27年度	169,909台	178,360台	8,451台

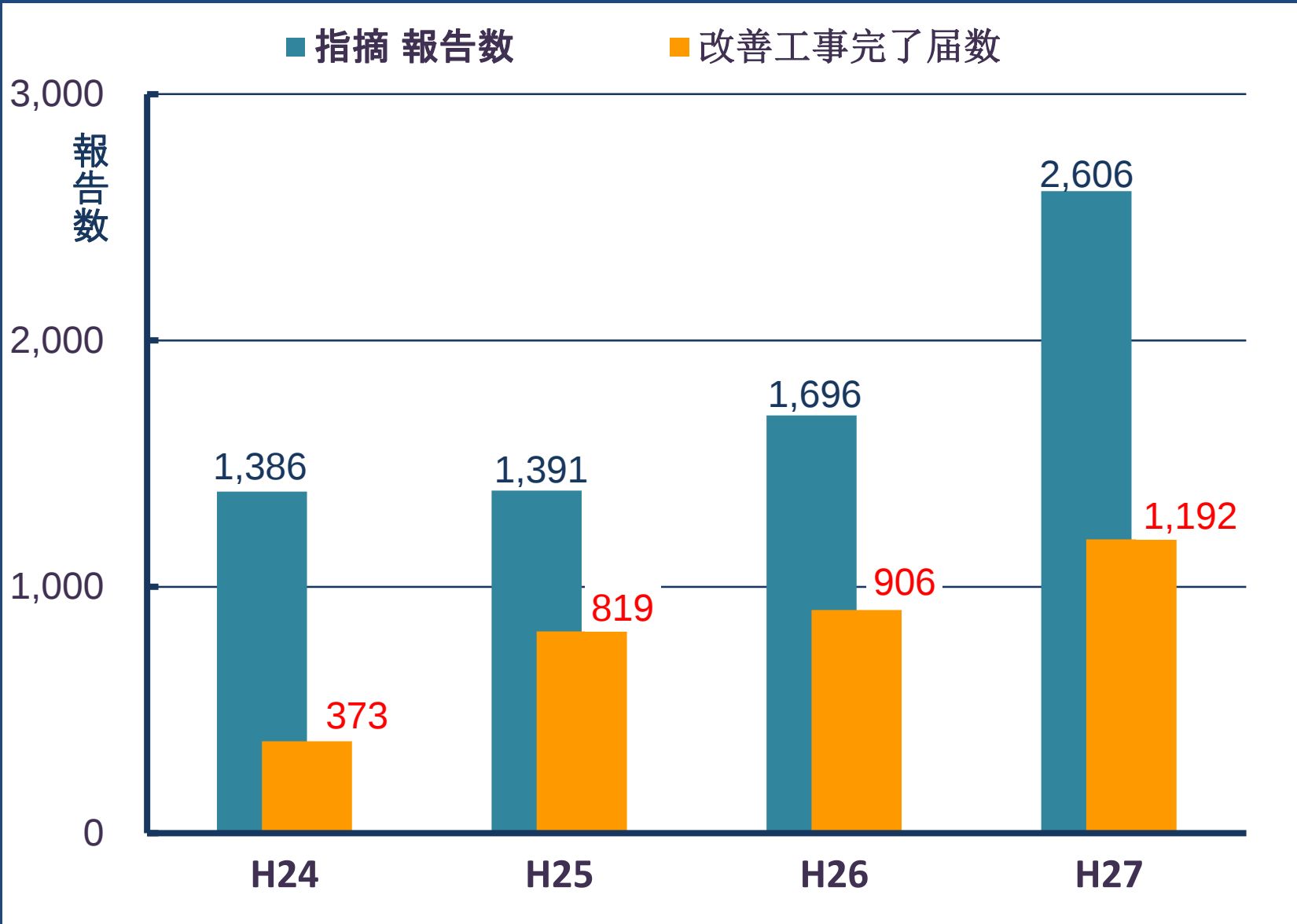
3. 指摘状況

機 種	報告書数	要是正 数	要重点 数	指摘 合計
エレベーター	156,734	2,490	2,271	4,761
エスカレーター	12,931	67	6	73
小荷物専用昇降機	4,110	49	18	67
遊戯	183	0	1	1
合 計	173,958	2,606	2,296	4,902

定期検査報告数 推移



要是正完了報告 推移



「昇降機定期検査報告書 作成要領（2016年版）」について

■前年度と変更内容

1. 法令内容掲載の拡充

定期検査報告に関する法令をほぼ全て収録

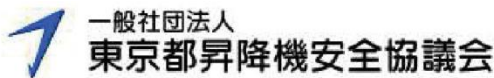
2. 定期検査報告書作成要領の拡充

- (1) 「定期検査業務基準書」内 作成要領に関する内容を引用
- (2) 当協議会から発行した作成要領に関する連絡書の掲載
- (3) 共通的な問合せ事項の掲載

【お願い】 時間制約上、講習会内の質疑時間を設けていません。

- 作成要領に関する講習内容、新作成要領書に対し、ご質問・ご意見などありましたら「**質問用紙**」に記載下さい。
- お帰りの際に受付にある**回収箱** へ入れるか、記載 **FAX・メールアドレス** へ返送下さい。

「昇降機定期検査報告書 作成要領（2016年版）」の販売



トップページ	協議会の概要	定期検査報告制度	関係法令	報告書ダウンロード
--------	--------	----------	------	-----------



東京都昇降機安全協議会 HP
「昇降機関連図書」ページで紹介しています！

Home » 昇降機関連図書

昇降機関連図書

昇降機定期検査報告書作成要領（2016年版）

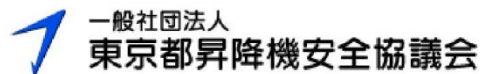
昇降機定期検査報告書の作成は「昇降機・遊戯施設定期検査報告業務基準書（平成24年度改正告示対応版）（一財）日本建築設備・昇降機センター発行」に基づき作成されますが、本書は昇降機検査結果表を作成する際の留意すべき事項をわかり易く取りまとめたものです。

昇降機検査資格者及び定期検査報告書を作成する方には「作成の手引き」また「事前審査の参考書」としてご利用ください。



価格 : 2,600円（税別）送料別
体裁 : A4判 425項
編集・発行 : 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会

「昇降機定期検査報告書 作成要領（2016年版）」のホームページ公開



[トップページ](#)

[協議会の概要](#)

[定期検査報告制度](#)

[関係法令](#)

[報告書ダウンロード](#)



[Home](#) » [トピックス一覧](#) » [昇降機定期検査報告書 作成要領（2016年版）](#)

東京都昇降機安全協議会 HP
トップページ「トピックス詳細」に掲載しています！

トピックス詳細

2016. 09. 07

昇降機定期検査報告書 作成要領（2016年版）の発行について



昇降機定期検査報告書の作成は「昇降機・遊戯施設定期検査報告業務基準書（平成24年度改正告示対応版）（一財）日本建築設備・昇降機センター発行」に基づき作成されますが、本書は昇降機検査結果表を作成する際の留意すべき事項をわかり易く取りまとめたものです。

昇降機検査資格者及び定期検査報告書を作成する方には「作成の手引き」また「事前審査の参考書」としてご利用ください。

本書は、下記から閲覧が可能です。

[作成要領 目次](#)

[第1章 改正後の定期報告制度について](#)

[第2章 昇降機定期検査報告制度に係る建築関係法令等](#)

[第3章 東京都における昇降機定期検査報告制度の運用](#)

[第4章 定期検査報告書の記入要領](#)

[第5章 検査結果表の記入要領](#)

作成用要領書の構成 [目次](1)

第1章	改正後の定期報告制度について	3
第2章	昇降機定期検査報告制度に係る建築関係法令等	
1	<u>建築基準法(抄)</u>	29
2	<u>建築基準法施行令(抄)</u>	41
3	<u>建築基準法施行規則(抄)・建築士法(抄)</u>	57
4	<u>国土交通省告示(抄)</u>	69
	収録告示一覧(掲載順)	69
(1)	昇降機等の検査に係る告示	72
(2)	遊戯施設の定期検査に係る告示	125
(3)	昇降機等の構造等に係る告示	148
5	<u>東京都建築基準法施行細則(抄)</u>	191
6	昇降機の適切な維持管理に関する指針	197
(1)	「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等の概要	197
(2)	昇降機の適切な維持管理に関する指針	199
(3)	エレベーター保守・点検業務標準契約書	211
(4)	エレベーター保守・点検業務標準仕様書	220
7	<u>建築設備定期検査報告に関する国土交通省及び東京都の通知等</u>	265

作成用要領書の構成 [目次] (2)

第3章 東京都における昇降機定期検査報告制度の運用		
1	昇降機等定期検査報告書の報告先	315
2	事務処理の流れ	316
(1)	<u>定期検査報告書</u>	316
(2)	<u>定期検査報告書(要是正指摘)</u> に対する対応フローチャート	318
(3)	<u>特定建築設備等廃止・使用休止届、再使用届、所有者変更届</u>	319

4	各種届様式	322
(1)	特定行政庁別建築基準法施行細則及び届様式	322
(2)	各種届出様式	323
①	<u>特定建築設備等廃止・使用休止届&記入例</u>	324
②	<u>特定建築設備等再使用届&記入例</u>	324
③	<u>特定建築物等の所有者変更届&記入例</u>	328
④	定期検査各種様式の補足資料	330
⑤	昇降機等改善指導書	331
⑥	昇降機等改善工事完了届&記入例	332
⑦	事故報告書(速報)	334
⑧	事故報告書(詳細)	335

東京都建築基準法施行細則
H28年6月1日改正対応 新様式

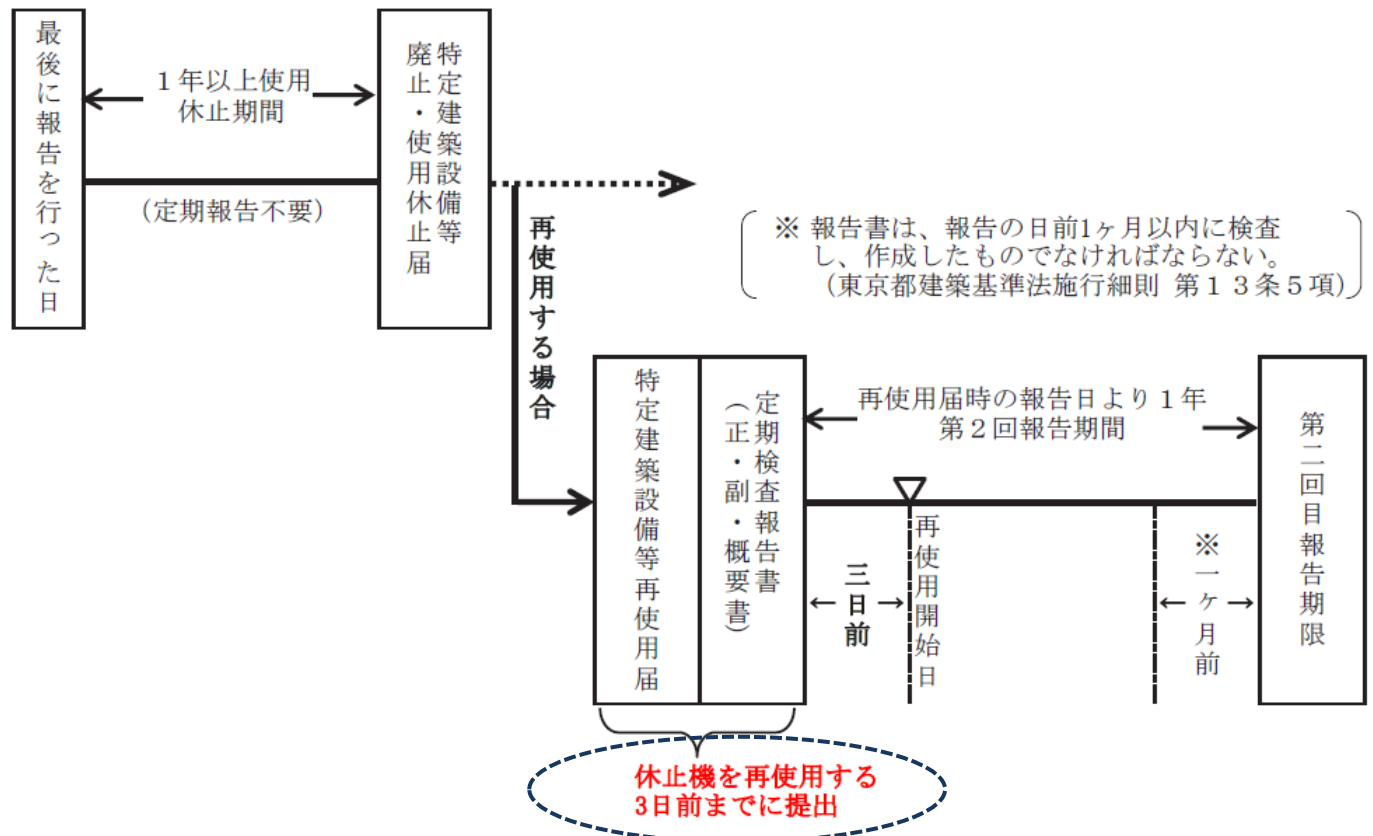
作成用要領書の構成 [目次] (3)

第3章 東京都における昇降機定期検査報告制度の運用		
1	昇降機等定期検査報告書の報告先	315
2	事務処理の流れ	316
(1)	定期検査報告書	316
(2)	定期検査報告書(要是正指摘)に対する対応フローチャート	318
(3)	<u>特定建築設備等廃止・使用休止届、再使用届、所有者変更届</u>	319

4	各種届様式	322
(1)	特定行政庁別建築基準法施行細則及び届様式	322
(2)	各種届出様式	323
①	特定建築設備等廃止・使用休止届&記入例	324
②	<u>特定建築設備等再使用届&記入例</u>	326
③	特定建築物等の所有者変更届&記入例	328
④	定期検査各種様式の補足資料	330
⑤	昇降機等改善指導書	331
⑥	昇降機等改善工事完了届&記入例	332
⑦	事故報告書(速報)	334
⑧	事故報告書(詳細)	335

② 休止・再使用時の届書提出時期について

P320



2. 特定建築物等再使用届

休止の届をした休止機を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに「特定建築物等再使用届」に定期検査報告書（正・副）及び定期検査報告概要書を添えて特定行政庁に届け出なければならない。

（東京都建築基準法施行細則第13条第9項）

P327

【注意】① 再使用届出書 ⇒ 再使用3日前まで
② 訂正は届出者の訂正印

作成用要領書の構成 [目次] (4)

第4章 定期検査報告書の記入要領

1	定期検査報告書の様式について	339
2	昇降機の定期検査報告書記入要領	341
3	定期検査報告書第一面記入要領	
4	定期検査報告書第二面記入要領	
5	定期検査報告書第三面記入要領	
6	定期検査報告概要書第一面の様式と記入要領	
7	定期検査報告概要書第二面の様式と記入要領	
8	既存不適格について	
9	定期検査報告書の綴じ方	358

- 定期検査報告書
第一面, 第二面, 第三面
- 定期検査報告概要書
第一面、第二面

第5章 検査結果表の記入要領

1	主索又は鎖で吊るエレベーター	361
2	油圧エレベーター	383
3	段差解消機	393
4	いす式階段昇降機	
5	エスカレーター	
6	小荷物専用昇降機	413
7	別添 様式	419

機種毎 検査結果表

定期検査報告書記入要領[共通事項]

P341

2. 昇降機の定期検査報告書記入要領

定期検査報告書(以下 報告書)は、単なる検査結果の連絡書ではなく、建築関係法令に基づき特定行政庁へ報告する「公文書」である。定期検査実施後は、記入の誤りや洩れのないよう留意しながら速やかに報告書を作成し、作成後に間違いのないことを再確認の上、報告月を厳守し東京都昇降機安全協議会まで提出する。

(1) 一般事項[基準書 2.3.1 抜粋]

- ① 報告書の記入
パソコン出力を除き、黒インク又は黒ボールペン(※)を使用し楷書で記入する。数字は算用数字を用い、単位はSI単位によること。
なお、記入訂正は協議会が訂正した軽微な部分を除き、検査資格者が訂正印を押印すること。
(※)通称「消せるボールペン」は使用不可。
- ② 提出部数
報告書は、昇降機1台毎に提出。第一面は複数台を同時に報告する場合、1枚でもよい。

(3) 定期検査報告書の様式変更

平成28年度6月1日定期検査報告制度改正施行に伴い下表のように様式が変更となった。

区分	種別	様式の種別	旧様式	現行様式
昇降機		定期検査報告書	第36号の3様式	第36号の4様式
		定期検査報告概要書	第36号の3の2様式	第36号の5様式
工作物	観光用のエレベーター等	定期検査報告書	第36号の3様式	第36号の4様式
		定期検査報告概要書	第36号の3の2様式	第36号の5様式
	遊戯施設	定期検査報告書	第36号の3の3様式	第36号の10様式
		定期検査報告概要書	第36号の3の4様式	第36号の11様式

3. 定期検査報告書 第一面 記入要領

様式&注記

P342 記入要領

P343

3. 定期検査報告書第一面 記入要領

第三十六号の四様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書 (昇降機) (第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

① 特定行政庁 様 記入訂正を行った場合は検査資格者の訂正印を押印する。

② 平成 年 月 日

③ 報告者氏名 印

④ 検査者氏名 印

【1. 所有者】⑤

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】⑥

管理者は所有者から昇降機又は昇降機等の維持管理上の権限を委託されている責任者である。建物自体の管理人とは異なる。区分所有建物では、区分所有法第二十六条に基づく管理者。もしくは区分所有者 管理組合から権限を委託されている責任者。

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物等】⑦

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

⑧ 報告する昇降機の台数を記入する。

既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。

⑨ 報告対象昇降機の台数 (A 台)

要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)

要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台

【ハ. 指摘の概要】

全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)、検査項目指摘の概要(指摘状況を簡潔に)、指摘レベル(要是正、要重点点検)を記入する。

【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【ホ. その他特記事項】

台数の記入法

8(1)項「検査結果による既存不適格の記入について」参照

※受付欄	※記事欄	※判定欄

⑩ 建築物等の名称: ○○○ △△ビル

⑪ 検査会社のコード等: _____

⑫ 報告会社: _____

⑬ 登録番号

⑭ 延べ面積 m²

項 目	記 入 要 領															
① 提出先	特定行政庁宛提出する。特定行政庁名は確認申請の副本にて確認し記入すること。 知事、市長、区長、多摩建築指導事務所長と異なるので注意のこと。(第3章1頁「昇降機等定期検査報告書の報告先」参照) a) 都区間の取り決め(12 都市建調第148号) イ) 建物延べ面積が10,000 m ² 以下の場合 ⇒ 当該建物所在地の23 区長 ロ) 建物延べ面積が10,000 m ² を超える場合、及び島嶼 ⇒ 東京都知事 b) 所在地が市町村の場合 イ) 建物所在地が八王子市、町田市、府中市、調布市、武蔵野市、三鷹市、日野市、立川市、国分寺市である場合 ⇒ 当該所在地市長宛 ロ) 建物所在地がイ)以外の場合 ⇒ 多摩建築指導事務所長宛															
② 日付	a) 協議会への報告日を記入															
③ 報告者氏名	a) 報告者の氏名の記載を自署で行う場合には押印を省略できる。 b) 昇降機等の所有者と管理者が異なる場合は、昇降機等の管理者が報告者となる。 c) 個人: 氏名+個人印 法人: 法人名+役職名+氏名+法人印又は個人印															
④ 検査者名	a) 検査者の氏名の記載を自署で行う場合には押印を省略できる。 b) 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者名を記入する。 c) 第2面「3 検査者」欄の「代表となる検査者」と同一名となる。															
⑤ 【1. 所有者】	「所有者」は建築物(昇降機)の登記上の所有者を記入する。 a) ・ 個人: 氏名 ・ 法人: 法人名+役職名+氏名 } 【イ.フリガナ】を忘れずに記入する ・ 区分所有共同住宅(マンション): ○○○○マンション区分所有者一同 b) 【ニ.住所】 住居表示で正しい住所を記入する。 <table border="1"><thead><tr><th>誤った記入</th><th>正しい記入</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>葛飾区四ツ木</td><td>葛飾区四つ木</td><td>ひらがな「つ」が正しい</td></tr><tr><td>千代田区霞ヶ関</td><td>千代田区霞が関</td><td>ひらがな「が」が正しい</td></tr><tr><td>港区虎ノ門</td><td>港区虎ノ門</td><td>カタカナ「ノ」が正しい</td></tr><tr><td>渋谷区千駄ヶ谷</td><td>渋谷区千駄ヶ谷</td><td>カタカナ「ヶ」が正しい</td></tr></tbody></table> c) 【ホ.電話番号】 個人情報により記入を拒否された場合はその旨を記入する d) 変更があった場合は第二面【8.備考】に旧所有者を記載する(※)	誤った記入	正しい記入	備考	葛飾区四ツ木	葛飾区四つ木	ひらがな「つ」が正しい	千代田区霞ヶ関	千代田区霞が関	ひらがな「が」が正しい	港区虎ノ門	港区虎ノ門	カタカナ「ノ」が正しい	渋谷区千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷	カタカナ「ヶ」が正しい
誤った記入	正しい記入	備考														
葛飾区四ツ木	葛飾区四つ木	ひらがな「つ」が正しい														
千代田区霞ヶ関	千代田区霞が関	ひらがな「が」が正しい														
港区虎ノ門	港区虎ノ門	カタカナ「ノ」が正しい														
渋谷区千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷	カタカナ「ヶ」が正しい														
⑥ 【2. 管理者】	管理者は所有者から昇降機又は昇降機等の維持管理上の権限を委託されている責任者である。通常いわれる建物自体の管理人とは異なる。 区分所有建物では区分所有法第二十六条に基づく管理者。もしくは区分所有者 管理組合から権限を委託されている責任者である。 a) 【イ.氏名】 イ) 所有者と同じ場合には「同上」「所有者と同じ」と記入してよい。 ロ) 個人: 氏名 法人: 法人名+役職名+氏名 } 【イ.フリガナ】を忘れずに記入する ニ) 区分所有共同住宅(マンション): ○○マンション管理組合+○○理事長 b) 【ニ.住所】 住居表示で正しい住所を記入する。 c) 【ホ.電話番号】 管理者の電話番号を記入 d) 変更があった場合は第二面【8.備考】に旧管理者を記載する(※)															

定期検査報告書 第1面 【1. 所有者】【2. 管理者】

P342

P343

- 【1. 所有者】⑤
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

- 【2. 管理者】⑥
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

今回注記追加

⑤【1. 所有者】

「所有者」は建築物(昇降機)の登記上の所有者を記入する。

a) ・ 個人：氏名

・ 法人：法人名＋役職＋氏名

・ 区分所有共同住宅(マンション)：〇〇〇〇マンション区分所有者一同

【イ.フリガナ】を忘れずに記入する

b) 【ニ. 住所】住居表示で正しい住所を記入する。

誤った記入	正しい記入	備考
葛飾区四ツ木	葛飾区四つ木	ひらがな「つ」が正しい
千代田区霞ヶ関	千代田区霞が関	ひらがな「が」が正しい
港区虎の門	港区虎ノ門	カタカナ「ノ」が正しい
渋谷区千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷	カタカナ「ヶ」が正しい

c) 【ホ. 電話番号】個人情報により記入を拒否された場合はその旨を記入する

d) 変更があった場合は第二面【8. 備考】に旧所有者を記載する(※)

⑥【2. 管理者】

管理者は所有者から昇降機又は昇降機等の維持管理上の権限を委託されている責任者である。通常いわれる建物自体の管理人とは異なる。

区分所有建物では区分所有法第二十六条に基づく管理者。もしくは区分所有者 管理組合から権限を委託されている責任者である。

a) 【ロ. 氏名】

イ) 所有者と同じ場合には「同上」「所有者に同じ」と記入してよい。

ロ) 個人：氏名

ハ) 法人：法人名＋役職＋氏名

ニ) 区分所有共同住宅(マンション)：〇〇マンション管理組合＋〇〇理事長

【イ.フリガナ】を忘れずに記入する

b) 【ニ. 住所】住居表示で正しい住所を記入する。

c) 【ホ. 電話番号】管理者の電話番号を記入

d) 変更

自筆サイン時 注意。記入もれ多し！

定期報告書第一面【4(イ)(ロ) 対象・指摘台数の記入】

P342

⑧ 報告する昇降機の台数を記入する。

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (A 台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)

要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台

【ハ. 指摘の概要】 全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)、検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に、指摘レベル(要是正、要重点))を記入する。

【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【ホ. その他特記事項】

台数の記入法

8(1)項「検査結果による既存不適格の記入について」参照

(1) 検査結果による既存不適格の記入について (基準書 P40ページ)

事例	検査結果表			報告書・概要書(第一面) 【4. 報告対象昇降機】				台数の記入	報告書・概要書(第二面) 【6. 検査の状況】			
	要是正	要重点点検	(既存不適格の項目がある)	要是正	要重点点検	既存不適格	指摘なし		☐ 要是正	☐ 要重点点検	☐ 既存不適格	☐ 指摘なし
1号機	○	○	○	1				・要是正 指摘あり 6台 (うち既存不適格 2台) (要是正 1,2,3,4,5,7号機) (既存不適格 5,7号機)	レ	レ		
2号機	○	○	—	1					レ	レ		
3号機	○	—	○	1					レ			
4号機	○	—	—	1					レ			
5号機	—	○	○	1		1		・要重点点検 指摘あり 1台 (要重点点検 7号機)	レ	レ	レ	
6号機	—	○	—		1					レ		
7号機	—	—	○	1		1		・指摘なし 1台 (指摘なし 8号機)	レ		レ	
8号機	—	—	—				1					レ

P355

定期報告書第一面【4(ハ) 指摘の概要】

⑧

報告する昇降機の台数を記入する。

既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】

(A 台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)

要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台

【ハ. 指摘の概要】

全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)、検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に)、指摘レベル(要是正、要重点)を記入する。

【ニ. 改善予定の有無】

☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【ホ. その他特記事項】

台数の記入法

8(1)項「検査結果による既存不適格の記入について」参照

P342

⑧

【4. 報告対象昇降機】

a) 【イ. 検査対象昇降機の台数】

b) 【ロ. 指摘の内容】

c) 【ハ. 指摘の概要】

d) 【ニ. 改善予定の有無】

e) 【ホ. その他特記事項】

8(1)項「検査結果による既存不適格の記入について」を参照の上台数を記入する。

全号機の「要是正」「要重点点検」指摘に対し次の内容を必ず記入する。
号機(複数台の場合)、検査項目番号、指摘概要(指摘状態を簡潔に)、指摘レベル(要是正、要重点)を記入する。
〈例〉No. 2 号機 1(2)換気扇が動作せず (要是正)

要是正、要重点指摘の場合は「有」「無」のいずれかに「レ」を入れる

「要是正(既存不適格含む)」「要重点点検」指摘以外の報告すべき事項がある場合記入する

P344

- 定期検査報告書
- 第1面 4(ハ)：複数台の場合は「号機」記入が必要
- 第2面 6(ロ)：同様な記載（「号機」不要）
- 定期検査報告概要書
- 第1面 ⇒ 定期報告書 第1面 4(ハ)と同じ
- 第2面 ⇒ 定期報告書 第2面 6(ロ)と同じ

定期検査報告書 第一面【報告書 下段】

P342

⑨建築物等の名称: ○○○ △△ビル

⑩検査会社のコード等:

⑪報告会社:

⑫登録番号

⑬延べ面積 m²

【報告書下段】

P344

⑨ 建築物等の名称	【3. 報告対象建築物】 と同一名称
⑩ 検査会社のコード等	検査会社の整理番号, 整理コード等
⑪ 報告会社	<u>定期検査報告書の返送先希望の会社名を記入する</u>
⑫ 登録番号	東京都昇降機安全協議会の登録番号, 1 台毎に登録された 10 桁の番号
⑬ 延べ面積	a) 1 棟毎の延べ面積を記入する。 b) <u>当該建築物が 10,000m² 以下で、同一敷地内に 10,000m² 超える建築物がある場合、この延べ面積も記入する。</u>

定期検査報告書 第二面 【5(へ) 仕様】

⑤【5. 昇降機の概要】(番号)

【イ. 種類】☐ 建築設備 ☐ 工作物

【ロ. 種別】☐ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用

【ハ. 駆動方式】☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 ()

【ニ. 用途等】☐ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用

【ホ. 機械室の有無】☐ 有 ☐ 無

【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積 載 量) (定 員) (踏段の幅) (勾 配)
(kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)

【ト. 停止階】 階
(停止階床数)

【チ. 製造者名】

P345

P347

項 目	記 入 要 領
⑤【5. 昇降機	(番号) 昇降機号機名を記入
	【ヘ. 仕様】 ・ <u>(電動機の定格容量)</u> は、駆動用電動機容量を記入。<u>駆動用電動機複数個の場合は全て記入</u> <記載例> <u>(〇kw+〇kw+〇kw) もしくは同一容量がある場合は(〇kw, 〇kw×2)</u> ・ (定格速度) a) ロープ式エレベーター可変速式は定格速度を記入 b) <u>油圧エレベーターで上昇、下降の速度が異なる場合、両方の速度を記入する。</u> <例> <u>UP 30 / DN 45 m/min</u> c) <u>エスカレーター多段式の場合全ての速度を記入。</u> <例> <u>30・40・45 m/min</u>

定期検査報告書 第三面 (1)

(第三面)				
昇降機に係る不具合の状況				
不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
平成〇〇年 〇月	1階で着床でのリレベル動作を繰り返す。	運転制御回路基板不良	平成〇〇年 〇月	運転制御回路基板を交換

記入要領に従い記載して下さい！

P350

項 目	記 入 要 領
不具合の把握年月	不具合を把握した年月を記入
不具合の概要	当該不具合の箇所を可能な限り特定したうえで、当該不具合の具体的内容を記入。 補足：保守記録等から把握された不具合の内容に関して、できるだけ詳細に記述すること。
考えられる原因	当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入。但し、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入する 補足：不具合が生じた原因をはっきりとわかる場合は明確に、それ以外の場合は、主な推定原因を記入すること。
改善（予定）年月	既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を（ ）書きで記入し、改善を行う予定が無い場合には「－」マークを記入する。 補足：不具合が発生した後、既に改善済のものについては改善した年月を、改善予定のものにあってはその予定年月を（ ）書きする。改善の予定が無いものについては「－」を記入する。
改善措置の概要等	既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入。改善を行う予定が無い場合は、その理由を記入。 補足：改善を実施している場合又は改善予定がある場合、どのような改善を行ったのかを具体的に記入する。また改善の予定がない場合、その理由を明確にする。

定期検査報告書 第三面 (2)

(第三面)				
昇降機に係る不具合の状況				
不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
平成〇〇年 〇月	1階で着床でのリレベル動作を繰り返す。	運転制御回路基板不良	平成〇〇年 〇月	運転制御回路基板を交換

注意事項を確認して下さい！

P350

注意事項	① 昇降機装置名,部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。 ② 平易な表現とすること ③ 「概要」「原因」「改善」の各項目にあった適切で一貫した内容であること。 ④ 概要書第二面「7 不具合の発生状況」には不具合内容を要約して記載。
------	--

保守の故障記録から引用の際に次のような記載になっていないか見直して下さい。

- ・ 昇降機装置名、部品用語は社内用語、型式となっていないか。
- ・ トラブルコードなどで説明していないか。
- ・ 平易な文章となっているか。
- ・ 「原因」⇒「改善」が合っているか。一貫性がある内容となっているか。

定期検査報告書 第三面 (3)

P345

⑦【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】
【ロ. 不具合記録】

☐ 有
☐ 有
☐ 実施済

☐ 無
☐ 無
☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

5 定期報告書 第三面 記入要領

(2) 様式と記入例

P350

(第三面)

記入例を参考に！

昇降機に係る不具合の状況				
不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
平成〇〇年 〇月	1階で着床でのリレベル動作を繰り返す。	運転制御回路基板不良	平成〇〇年 〇月	運転制御回路基板を交換
平成〇〇年 〇月	着床誤差が大きい (-100mm)	ブレーキパッドに油付着により時々誤差が発生。	平成〇〇年 〇月	ブレーキパッド新品と交換
平成〇〇年 〇月	走行中に音がする。	主索のストランド破断していた。	平成〇〇年 〇月	主索(3本)交換
平成〇〇年 〇月	ハンドレールと踏段との速度差大きい。	ハンドレール駆動ローラーに油付着しスリップしていた。	平成〇〇年 〇月	ハンドレール駆動ローラー交換

定期検査報告書 第3面 「不具合について」

[参考]不具合報告（第三面）について [基準書 P43 一部抜粋]

P351

○ 不具合とは

昇降機の場合、異常停止、装置の機能の異常停止、異常音、異常な振動、着床誤差、機器の損傷(焼損・破損等)等で通常の状態と違うものをいう。

遊戯施設の場合、機器の故障、異常動作、異常音、異常な振動、機器の損傷等で通常の状態と違うものをいう。

○ 改善とは

不具合の状況が発生した時に、通常の状態に戻すことをいう(部品の交換、装置の調整等)

○ 報告の対象

昇降機や遊戯施設の機能の障害があったものを報告するものであり、昇降機や遊戯施設の正常な作動による停止は報告の対象とならない。具体的な報告が必要なものと不要なものは以下の通りである。

① 報告が必要なもの

- ・昇降機や遊戯施設の機能の異常や停止したものすべて
- ・維持保全の作業で覚知した不具合のすべて(異常に至る前の消耗品の交換は含まない)

② 報告が不要なもの

- ・停電による停止
- ・昇降機の場合、地震時等管制運転等の各種管制運転装置が作動し停止
ただし、地震で機器が損傷して改善した場合等は報告の対象。なお、保守作業者の不注意とは、保守時に使用するスイッチ類の戻し忘れによる停止等をいう。
- ・表示灯、照明・電飾照明等の寿命による球切れ
(昇降機等にあっては、表示灯・照明を点灯させる装置の不具合は報告の対象)
- ・維持保全のために改善したもの
- ・機器の変調の予兆で改善したもの

○ 昇降機にあっては、複数号機が該当する場合の第36条の3様式(第三面)への記載

同一原因で複数台が関係する不具合は代表号機に記載する。例えば、乗場の押しボタンの不具合で複数台が呼びに応答しない場合

P353

- ・定期検査報告書(第三面)不具合内容を簡潔に記入
- ・不具合が複数回発生した場合は全て記載する。
紙面が不足の場合は、主な不具合記載後に
「他 ○件」でもよい。

- 内容を簡潔に記入。
- 複数回発生した不具合は全て記載。
- 紙面不足の場合は、主な不具合記載後に「他 ○件」でもよい

定期検査報告書 第二面 【8. 備考】(1)

⑧【8. 備考】

⑧【8. 備考】

本欄は、主に第一面、第二面の記載事項に対し変更になった場合の記載に使用する。主な記載項目と記載時期は次のとおりである。記入欄が不足する場合は、別紙(次頁「別紙様式例」参照)に必要な事項を記入し添える。

a)所有者, 管理者, 建物名称・用途 変更 等 [変更の都度]

P348

P344

(※)建物名称, 所有者, 管理者に変更があった場合は、「建築物等の所有者等変更届」(第 21 号様式の 2 の 3)を行政庁に提出する。定期検査報告時に変更があった場合、第二面【8. 備考】に旧建物名称, 旧所有者, 旧管理者を記載することにより「建築物等の所有者等変更届」に代えることができる。

定期検査報告書 第二面 【8. 備考】(2)

⑧【8. 備考】

P348

⑧【8. 備考】

本欄は、主に第一面、第二面の記載事項に対し変更になった場合の記載に使用する。主な記載項目と記載時期は次のとおりである。記入欄が不足する場合は、別紙(次頁「別紙様式例」参照)に必要な事項を記入し添える。

a)所有者、管理者、建物名称・用途 変更 等 [変更の都度]

b)大臣認定取得の装置 [報告都度]

＜例＞戸開走行保護装置、平形ロープ、可変速度方式エレ、終端階強制減速装置 等

c)戸開走行保護装置における当初仕様と異なる部品交換時の大臣認定変更の記載

[交換後初回報告]

戸開走行保護装置は装置全体として大臣認定を行っている。この為、当初型式と異なる仕様の部品に交換になる場合、その他装置が同一であっても当初と異なる大臣認定番号が付与される。このような場合交換後初回の定期検査報告書の本備考欄に次のように記載する。

第二面備考欄に、ブレーキスイッチの変更により UCMP の大臣に定期検査報告書番号が変更となった旨を記載する。変更点が複数にわたる場合には、別紙に記載し明確化すること。

- ➔＜例 1＞平成□年×月◇日：
ブレーキスイッチを A 形から B 形に交換したことにより大臣認定番号の変更
大臣認定番号〇〇の UCMP から大臣認定番号△△の UCMP に変更
- ➔＜例 2＞平成□年×月◇日大臣認定番号〇〇の UCMP から大臣認定番号△△の UCMP に変更
(変更点は別紙に記載)

定期検査報告書 第二面 【8. 備考】(3)

⑧【8. 備考】

P349

項 目	記 入 要 領
⑧【8. 備考】	d) <u>昇降機(遊戯施設)特殊仕様</u> [報告都度] ・ リニア式, 水圧式, ベースメント, サイドマウント 等 e) <u>昇降機(遊戯施設)仕様 変更</u> [工事後初回報告] ・ <u>リニューアル工事(※)</u> ・ 改修工事 (仕様, 検査結果が変わる工事) <例>耐震工事, 地震時等管制運転装置追加, 階床増設 等 ・ 階床変更 (増設, 階床名変更 等) f) <u>「既存不適格」指摘が前年度に対し変更となった時の理由</u> [変更時] g) その他特筆すべき事項 [都度] (※) リニューアル記載事項 ・ 主な交換装置 (巻上機, 電動機, 制御盤, 等) ・ 追加装置 (戸開走行保護装置, 昇降路・ピット耐震, 地震時等管制運転装置 等) ・ 行政収受番号 (12条5項報告の場合) ・ <u>大きな構造変更 (機械室有⇒無, 油圧式⇒ロープ式 等)</u>

検査結果表 項目に
関係するので必要

定期検査報告書 第二面 【8. 備考】(4)

⑧【8. 備考】

【8. 備考】欄が不足した場合、別紙追加し記入する。

別紙様式例（【8. 備考欄】が不足した場合等に別紙として追加

P349

第二面別紙
昇降機の状況等
【8. 備考】

建築物等の名称：

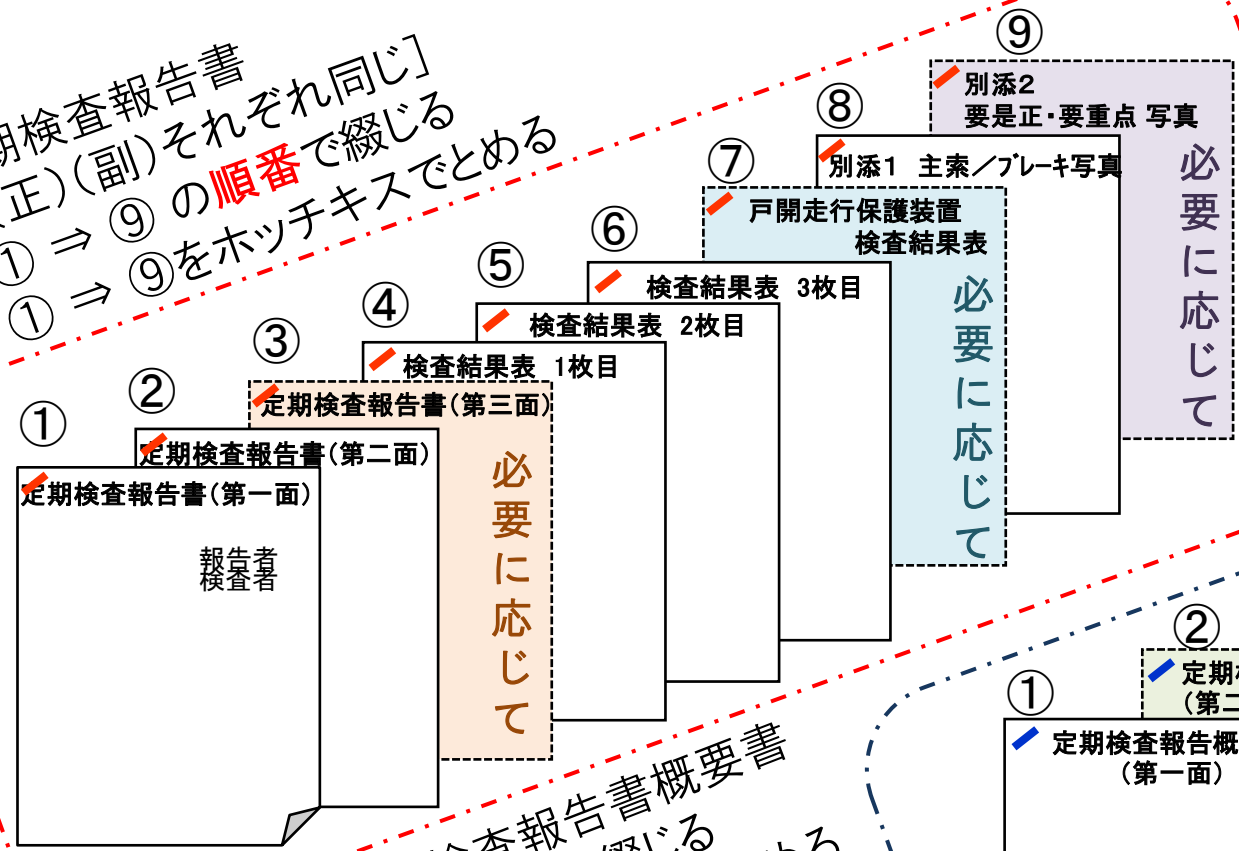
登録番号

検査会社のコード等：

定期検査報告書の綴じ方【1台のとき】

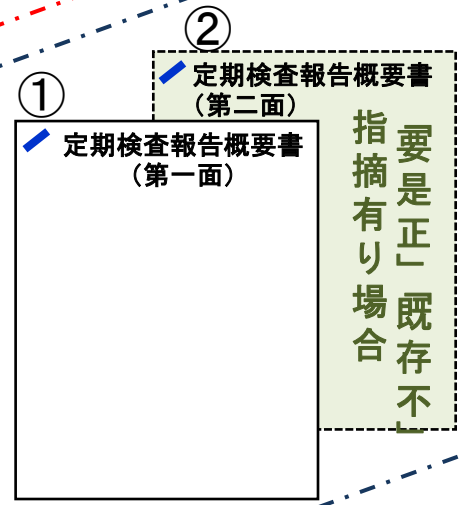
P358

■定期検査報告書
[(正)(副)それぞれ同じ]
・①⇒⑨の**順番**で綴じる
・①⇒⑨をホッチキスでとめる



■定期検査報告書概要書
・概要書だけで綴じる
・①②をホッチキスでとめる

■報告書一式纏め綴じ方
(正本)(概要書)(副本)の順番で纏める。
[(概要書)(正本)(副本)ではない]



P364 記入要領

P367

「検査項目」青字は別表に解説

主索又は鎖で吊るエレベーター 快且和不便

当該検査に關与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

機械室		検査項目		検査結果		検査者番号	
機械室あり	機械室なし	番号	検査項目	指摘なし	要重点点検	是	既存不適合
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあては、共通)				
○	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸				
○	△	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等				
○	×	(3)	機械室の床の貫通部				
○	○	(4)	救出装置				
○	○	(5)	開閉器及び遮断器				
○	○	(6)	接触器、継電器及び運転制御用基板				
○	○	(7)	ヒューズ				
		(8)	制御器				
○	○		絶縁、電動発電機の回路 (300V以下・300V超)				
			電動機の回路 (300V以下・300V超)				
			制御器等の回路の300Vを超える回路				
			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路				
			制御器等の回路の150V以下の回路				
○	○	(9)	接地				
△	×	(10)	階床選択機				
○	△	(11)	減速歯車				
○	○	(12)	綱車又は巻胴				
			綱車と主索のかかり (巻胴式のものを除く)				
			① 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない。 5.0 mm)				
			② マーキングが見える 5.0 mm				
			③ ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値 (例 4.5 mm)				
			④ ハ、綱車と主索の滑り等により判定				
○	○	(13)	軸受				
○	○		保持力				
			① ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認				
			② ロ、ブレーキをかけた状態において、モーターにトルクをかけ確認				
			③ ハ、かごに荷重を加え、かごの位置を確認				
○	○	(14)	巻上機				
			パッドの厚さ				
			① 製造者が指定する				
			要重点点検となる基準値 (例:1 5.0 mm)				
			(例:2 ブレーキギャップ 3.5mm 以上)				
			要是正となる基準値 (例:1 4.5 mm)				
			(例:2 ブレーキギャップ 4.5mm 以上)				
			② ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する				
			要重点点検となる基準値 (例:1 5.0 mm)				
			要是正となる基準値 (例:2 4.5 mm)				
			③ パッドに左(上)右(下)がないクラッチ式などの場合、右・左を消し右欄に測定値を記入する。				
			前回測定値を記入する場合 前回測定値 右 mm 左 mm				
			例:1 右 8.0 mm 左 7.9 mm				
			例:2 右 2.0 mm 左				

「注記」「検査項目」青字は別表に解説有り

- ① この書類は、昇降機ごとに作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。
- ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成20年国土交通省告示第283号 別表第1 かごを主索又は鋼で吊るエレベーター」(「に判定基準」)(第2章4項 参照)に従い判定をする。

①「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。
②「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除する。
③「担当検査者番号」欄は「当該検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該

•「既存不適格」について⇒ P354

• 「既存不適格」一覧 ⇒ P356,357

- ② 漏水が機器に達している、又は窓が破損している場合は「要是正」となる。
- ③ 照明装置が正常に作動しない場合は「要是正」となる。
- ④ 換気扇の起動設定温度が適切に設定されていない場合も「要是正」となる。

① 電動機主回路用接触器の主接点が著しい摩耗がある場合は『**要是正**』となる。
② 主接点の変形がある場合は『**要重点点検**』となる。

「二重枠」:「要重点点検」判定有 検査項目
平成20年国土交通省告示第283号
別表第1～6「(に)判定基準

照明回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上
------	-----------	---------

① 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要正となる基準値を記入する。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、細線と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で囲む。

網平及び 巻胴	イ、製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する 要是正となる基準値 (mm) ハ、網平と主策の滑り等により判定	mm	mm
-------------------------------	--	-----------	-----------

定期検査報告書 検査結果表 【共通】

検査結果表様式 & 記入解説

便査結果表様式 & 記入解説

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
				検査結果				
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)	機械室				
◎	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸					S46.01.01
◎	△	(2)	機械室内の状況 並びに照明装置及び換気設備等					S46.01.01
◎	×	(3)	機械室の床の貫通部					
◎	◎	(4)	救出装置					H24.08.01
◎	◎	(5)	開閉器及び遮断器					
◎	◎	(6)	接触器、継電器及び運転制御用基板					
◎	◎	(7)	ヒューズ					
◎	◎	(8)	制御器					
			絶縁:電動発電機の回路 (300V以下-300V超)					
			電動機の回路 (300V以下-300V超)	MΩ				
			制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
			制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
◎	◎	(9)	接地					
△	×	(10)	階床選択機					
○	△	(11)	減速歯車					

該当しない項目は、項目毎に横線で抹消する。

項目ごとに横線で

該当しない項目は、項目毎に横線で抹消する。

項目ごとに横線で！

記入解説

共通

- ① この書類は、昇降機ごとに作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面5欄の番号を記入する。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。
- ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成20年国土交通省告示第283号 別表第1 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター『(に)判定基準』(第2章4項 参照)に従い判定をする。

P367

検査結果表様式&記入解説

◎	◎	(10) 鈎合おもり底部すき間 巻胴式エレベーターは対象外	緩衝器形式：ばね式・油入式・緩衝材 制御方式：交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時（mm）	mm				S56.06.01 H21.09.28
◎	◎	(11) 移動ケーブル及び取付部						
◎	◎	(12) ピット内の耐震対策						

6(10) 釣合おもり底部すき間

P371

解説追加

- ① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合 ⇒ 『要是正』
② 検査日による前回の記載と判定

No	検査日	前回値	備考
a)	前年度実施	前年度 実測値	
b)	前年度未実施	(-)	前年度未実施は前回値不明と同じとする。
c)	前回値が不明の場合	(-)	前回値不明な場合は『要重点点検』指摘とする
d)	(油圧⇒ロープ, 機械室有⇒無) リニューアル	リニューアル完了検査時 実測値	
e)	初回定期検査時 (完了検査から2年以内の場合)	完了検査時 実測値	
f)	初回定期検査時 (完了検査から2年を超える場合)	(-)	完了検査から2年超の時は前回値を不明扱いとする。 前回値不明な場合は『要重点点検』指摘とする

- ③ 次回点検までに規定値を確保できない場合⇒『要重点点検』指摘とする

＜例＞油圧緩衝器の場合

「前回値 50mm」→「今年度実測値 20mm」

⇒今年度変化は $\Delta 30\text{mm}$ であるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。このため、このような場合は『要重点点検』指摘とする。

定期検査報告書 検査結果表 【6(10)釣合いおもり底部すき間】(2)

再検査時の前回値 記入上の注意

■本検査 検査結果表

(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時(210 mm)	205 mm
------	------------	--	--------

本検査 実測値が、再検査 実測値となる

■再検査 検査結果表

(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時(205 mm)	
------	------------	--	--

再検査時、実測値を記入

定期検査報告書 検査結果表 【特記事項】(1)

検査結果表「特記事項」欄 (次頁「特記事項」記入例を参考とすること)	
① 検査結果判定に対し、特記事項には次の項目について記載が必要である。	P372
a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘, 改善内容	<u>[必須]</u>
b) 「既存不適格」の具体的指摘, 改善内容 等	<u>[必須ではないが記載するのが望ましい 記載する場合、全既存不適格を記入する]</u>
c) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時	<u>[必須]</u>
d) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由	<u>[必須]</u>
e) ピット冠水、昇降路入室不可時の測定不可項目の明記	<u>[必須]</u>

特記事項欄に記入必要な項目を明確にした

定期検査報告書 検査結果表 【特記事項】(2)

【記載上の注意】

P372

イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。〔「特記事項」記入例参照〕

- ・ 該当する検査項目の番号
- ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル(「要是正」もしくは「要重点点検」)
- ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。

＜例＞ 6(6) ピット漏水による機器の発錆あり (要是正) [「ピット漏水」だけでは説明不足]

1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり (要是正) [「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]

ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当の具体的内容等」欄には「既存不適格」とし

「要是正」「要重点点検」の場合について注記追加
・ 指摘判定理由が明確に分かるように！ ＜例＞参照

ハ) 説明文章

- ・ 昇降機装置名、部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。
- ・ 具体的に記入する。
- ・ 平易な表現とする。

説明文章についての注意
第三面と同じ

② 指摘した項目が改善済みの場合、及び改善策が明らかになっている場合は、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入する。改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入する。

③ 「その他」要望事項

「その他」指摘について

法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者(所有者)へ改善要望を行う。(「既存不適格」項目の装置に不具合が発生した場合も該当する。)

「その他」での要望事項は別添2様式の添付を必須としていないものの、状況を明確する上でも添付が望ましい。

＜例＞ 停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

定期検査報告書 検査結果表 【特記事項】(3)

P373

■「特記事項」記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善等の具体的内容等	改善(予定)
「要是正」「要重点点検」「既存不適格」指摘の記載例			いろいろなケースの記入例を示しています 参考にして「特記事項」欄の記入をしてください		
1(4)	救出装置 (要是正)	制動装置開放の状況	ハ 良		
2(10)	地震時等管制運転装置 (要是正)	作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	H26年9月 予定
2(9)	戸開走行保護装置 (既存不適格)	設置及び作動の状況	戸開走行保護装置なし	戸開走行保護装置付き現行機種への取替を要望します。	——
2(10)	地震時等管制運転装置 (既存不適格)	加速度を検知する部分の取付けの状況	・P波センサーなし ・S波センサーなし ・かご内表示装置なし ・予備電源装置なし ・地震時管制運転装置と予備電源装置の連動なし	・P波、S波センサー取付を要望します。 ・表示装置の取付けを要望します。 ・予備電源装置の取付けを要望します。 ・予備電源と連動した地震管制運転取付けを要望します。	——
検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程7m以下のため地震時等管制運転装置は検査対象外のため抹消とした。			
部品交換による検査結果変更の連絡					
1(14)	巻上機	ブレーキパッド残存厚み		経年使用により2014年5月ブレーキパッド取替。	
2(3)	主索又は鎖	径、素線切れ、錆の状況		経年使用により2014年5月主索取替。	
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況		経年による2014年5月主索取替に伴い測定値変化有り	
その他(所定検査項目以外の)指摘					
その他	停電時自動着床装置	停電時作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	

いろいろなケースの記入例を示しています。
参考にして「特記事項」欄の記入をしてください。

定期検査報告書 検査結果表「特殊構造エレ 追加検査項目」

特殊な構造を有するエレベーターの追加検査項目

▶ 記入例 P380～381に掲載

b) 可変速度方式エレベーター（無負荷時速度が定格速度以外の場合）
報告書（第二面）

【8.備考】

可変速度方式エレベーター[認定番号:ENNSNN-〇〇〇〇]

設計図書記載の無負荷上昇速度〇〇m/min、無負荷下降速度〇〇m/min

制御盤に記載

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）					
(19)	速度 定格速度（ 45 m/min）	上昇 57 m/min	下降 54 m/min	設計図書（制御盤）記載の無負荷時上昇・下降速度を記入する。		
2	共通					
(1)	かご側機	「定格速度」欄に、「最大速度（60m/min）」等追記する検査員がいます。 ＜例＞をよく確認して記入下さい。				
(2)	釣合おもり側 調速機					
		（かご側キャッチの作動速度の %）	m/min			
8	上記以外の検査項目					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 78 m/min （最大速度 60 m/minの 130 %） キャッチの作動速度 84 m/min （最大速度 60 m/minの 140 %）	定格速度 45 m/min、 中間負荷定格速度 60 m/min の場合の記入例			
(2)	釣合おもり側 調速機	キャッチの作動速度 m/min （かご側キャッチの作動速度の %）				
(3)	電子化終端階強制減速装置	認定内容により記載する。				

定期検査報告書 検査結果表 【「2(3)主索又は鎖」判定】記入要領(2)

2(3)「主索又は鎖」判定

◎◎ (3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号(番号を記入)	要是正 =90%未満 要重点点検 =92%未満	P365
		直径(mm) 未摩耗直径(mm)		
		索線切れ	1よりピッチ内索線切れ数	
		最も摩損した主索の番号 (番号を記入)	本	
		該当する索線切れ判定基準 (1-イ)	1構成より1ピッチ内最大索線切れ数	
		索線切れが生じた部分の断面積の割合	索線切れがない場合、両方を抹消する	
		70%超・70%以下		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径		
		主索の番号(錆びた摩耗粉なし)		
		直径(— mm) 未摩耗		
		主索本数(本数を記入 本) 該当		
		要重点点検の主索の番号 (上)		

(4) 主索の検査事項・検査方法の判定基準(P374)にて判定下さい。

(4) 主索の判定

① 主索の検査事項・検査方法と判定基準

(国土交通省告示第1449号、第1450号 2013年4月1日施行)

検査事項	検査方法	判定記号		イ. 要是正	ロ. 要重点点検	ハ. 指摘なし
		基準記号		次に掲げる基準(以下「索線切れ要是正判定基準」という)のいずれかに該当すること。	次に掲げる基準(以下「索線切れ要重点点検判定基準」という)のいずれかに該当すること。	告示には記載無いが以下を業務基準書の「ハ. 指摘なし判定基準」とする。
主索の径の状況	乗降する頻度の最も高い階(基準階)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	摩耗部分の主索の直径		最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%以上であること。

P374

定期検査報告書 検査結果表 【「2(3)主索又は鎖」判定】記入要領(3)

2(3)「主索又は鎖」判定

◎ ◎ (3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号(番号を記入)	要是正 = 90%未満 要重点点検 = 92%未満	%
		直径(mm) 未摩耗直径(mm)		
		索線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入)	1よりピッチ内索線切れ数	本
		該当する索線切れ判定基準 (1 - イ)	1構成より1ピッチ内最大索線切れ数	本
		索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	索線切れがない場合、両方を抹消する	
◎ ◎ (3)	主索又は鎖	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号(錆びた摩耗粉なし)		%
		直径(— mm) 未摩耗直径(— mm)		
		主索本数(本数を記入 本) 該当するものが無い場合は抹消線を引く 要重点点検の主索の番号(—) 要是正の主索の番号(—)		

記入方法

② 主索の索線切れ・錆の記入例

【事例:4】 谷部で索線切れが生じている場合 《要是正》

P375~8

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
	径 最も摩耗した主索の番号(3) 直径(15.8 mm) 未摩耗直径(16.0 mm)					
いろいろなケースの場合の記入例【事例1~14】を掲載。参考にして下さい。						
(3)	主索又は鎖	該当する索線切れ判定基準 (4 - イ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1構成より 1ピッチ内の 最大の索線切れ数			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号(錆びた摩耗粉なし)	4 本			
		直径(— mm) 未摩耗直径(— mm)	— %			
		主索本数(3 本) 要重点点検の主索の番号(—) 要是正の主索の番号(3)				
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号() 測定長さ(mm) 基準長さ(mm)	伸び	%		
	鎖	鎖本数(本) 要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号()				

定期検査報告書 検査結果表 【「2(3)主索又は鎖」判定】記入要領(4)

【事例:9】 谷部が赤錆色に見える部分がある。他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要是正》 P377

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	主索又は鎖					
	径 最も摩耗した主索の番号(1) 直径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)					
	素線切れ 最も摩損した主索の番号(2) 該当する素線切れ判定基準 (1-イ・5-ロ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 (1) 直径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)					
	主索本数 (5 本) 要重点点検の主索の番号(1) 要是正の主索の番号(2)					

- 2(3)記入
- 素線切れ と 錆が発生している場合には、両方の判定を記入。
 - 検査結果は、状況の悪い方で判定。

定期検査報告書 検査結果表 【別添1様式 記入要領】(1)

検査結果は2(3)判定と同じとなる

P423

別添 1 様式 主索、鎖及びブレーキパットの写真 (A4)

①「最も摩耗・摩損した主索」の記載例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号())	検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
2(3)項の「最も摩耗した主索の番号」の写真であること。「指摘なし」の状態、最も摩耗・摩損した主索と最も素線切れが多い主索が異なる場合は。検査者の判断で添付する写真を決定する。 最も摩耗若しくは 摩損が進んだ部分の主索の写真 撮影上の注意 ・ピンぼけ等で状態が確認できないものは避ける。 ・素線が確認出来るように撮影する。	特記事項 <記入例> <u>最も摩耗・摩損した主索の位置を特定して下さい。</u> ・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」 ・最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」 ・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」である。 【注意】錆の発生した主索がある場合 ・ <u>錆が発生した主索用の別添1様式を別に追加し報告することが必要である。</u> ・ この場合、いずれの別添1様式の検査結果とも重い方の判定を記載する。 ・ <u>但し、同一主索Noの場合は1枚の別添1様式に纏めて報告してもよい。</u>

別添 1 様式

- ・ 検査結果は 2 (3) の判定と同じとする。
- ・ 「素線切れ」と「錆び」のそれぞれの写真が必要。
- ・ 「素線切れ」と「錆び」が同一主索の場合、写真は 1 枚でよい。

定期検査報告書 検査結果表 【別添1様式 特記事項 記入要領】(2)

■「摩耗・摩損」記入例

特記事項 〈記入例〉

最も摩耗・摩損した主索の位置を特定して下さい。

- ・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」
- ・最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」
- ・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」である。

■「錆び」記入例

P423

特記事項

錆の発生している位置と状況を記入する。

【「要是正」指摘】

- ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近の赤錆発生の主索位置で、1構成より1ピッチ内素線切れが2本を超えている。
- ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近で、錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できない。
- ・駆動綱車とかご下綱車の中間部で西日があたる箇所の表面に点状の腐食が多数生じている。
- ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近の赤錆発生位置の主索直径と、綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である。

【「要重点点検」指摘】

- ・1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置の谷部に赤錆色に見える箇所がある。
- ・主索全体に摩耗粉の赤錆が付着している。

別添1様式 特記事項

- ・「摩耗・摩損・錆」位置を特定する説明として下さい。
- ・「要是正」「要重点点検」指摘は、
指摘に至った判定理由を明記して下さい。

以上、雑駁ながら「昇降機定期検査報告 作成要領（2016年版）」について説明致しました。

未だ不十分なところが多いと思いますが、この作成要領書をもとに正確な定期検査報告書の作成をお願い致します。

長い時間、ご聴講ありがとうございました。